

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

令和五年埼玉県告示第八百三十四号で公示した公共測量は、令和五年八月十七日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕